

# 令和5年度第2回印西クリーンセンター環境委員会

## 会 議 録

1. 期 日 令和5年9月2日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

### 3. 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

1. 組 合 事務局長	伊 藤 章	6. 次期施設推進室 室長	国 友 栄 一
2. 組 合 庶務課長	山 崎 昌 志	7. 印西市クリーン推進課長	藤 卷 孝
3. 印西CC 工場長	塩 崎 一 郎	8. 白井市環境課長	竹 田 忠 夫
4. 印西CC 業務班 副主幹	岩 井 一 宏	9. 栄町経済環境課 副参事	小 川 浩 昭
5. 印西CC 施設班 主査	赤 城 英 之		

☆乙(25名中 20名出席)

1. 小倉町内会	○欠席	15. 小倉台アビック21自治会	○欠席
2. 牧の木戸一丁目自治会	■	16. ファーストスクエア小倉台自治会	■
3. 木刈三丁目町内会	■	17. セカンドスクエア小倉台団地自治会	不在
4. 木刈四丁目自治会	■	18. サードスクエア小倉台団地自治会	■
5. 木刈五丁目自治会	■	19. 原山西町内会	不在
6. 内野町内会	不在	20. 木刈一丁目町内会	■
7. 内野西団地自治会	■	21. ネックス自治会	■
8. 内野東団地自治会	■	22. 高花二丁目北自治会	■
9. 内野中央団地自治会	○欠席	23. 桜苑式番街自治会	■
10. 内野南第二団地町内会	■	24. 桜台6番街団地自治会	■
11. 原山中央自治会	■	25. ガーデンスハウス木刈自治会	■
12. 原山町内会	■	26. 大塚三丁目町内会	■
13. 高花一丁目自治会	○欠席	27. コネット原山町内会	○欠席
14. 高花四丁目町内会	■	28. 原山花の丘自治会	■

☆傍聴者 なし

☆事務局 2名

## 会議次第

1. 開会
2. 議長選出(乙側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
  - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
  - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
  - (3) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

### 配付資料

- ・令和5年度第2回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・ (資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・ (資料3)
- ・自治会側から事前に提出された質問(写)について・・・・・・・・・・・・ (資料4)

## 5. 議 事

### 議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

#### 表－1）令和5年度6月～7月のごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

・令和5年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。令和5年4月から5月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている6月分から7月分をご報告いたします。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和5年度7月までの合計値と前年比をご報告させていただきます。

令和5年度7月までのごみ搬入量合計は1万6,381トン、前年度と比較しますと406トン、約2.42%の減、うち事業系ごみの合計は4,412トン、前年度と比較しますと147トン、約3.22%の減となっております。ごみ焼却量合計は1万5,500トン、前年度と比較しますと748トン、約4.6%の減となっております。

・続きまして、5ページ、6ページにつきましては、ただいま説明しましたごみ搬入量の推移及び1人1日当たりのごみ量を折れ線グラフに表したものとなっております。

#### 表－2）①排出ガス測定

・排出ガス測定につきましては、1号炉で令和5年5月24日に、2号炉で令和5年4月27日に、3号炉で令和5年6月21日に測定を行っており、その結果は全て協定値の範囲内でございます。水銀に関しましては規制値となります。

#### 表－2）②排出ガス測定（ダイオキシン類）

・ダイオキシン類ですが、こちらは1号炉で令和5年5月24日に測定を行い、また2号炉で令和5年4月27日に測定を行っており、その結果はどちらも規制値、協定値の範囲内でございます。

・また、同ページ右側に記載の焼却灰に含まれるダイオキシン類ですが、こちらは1号炉で令和5年5月24日に測定を行い、その結果は規制値の範囲内でございます。また、2号炉で令和5年4月27日に測定を行っており、その結果はどちらも規制値の範囲内でございます。

・さらに、同ページ右側の下部に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、令和5年5月24日に測定を行っており、その結果は規制値の範囲内でございます。

#### 表－3）騒音・振動測定

・令和5年5月26日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でございます。なお15ページの表－9）に当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示してございます。

#### 表－4）悪臭物質測定

・悪臭物質測定ですが、令和5年6月23日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でございます。こちら15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示してございます。

#### 表－5）臭気濃度測定

・臭気濃度測定ですが、令和5年6月23日に敷地境界、2号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内でございます。

#### 表－6）処理水の水質測定

・処理水の水質測定ですが、協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずるおそれのある10項目を年1回測定するものでございます。令和5年6月21日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満となっております。

#### 表－7）排ガス中の重金属測定

・排ガス中の重金属測定については、令和5年5月24日に測定を行い、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満でございました。

#### 表－8）ごみ質分析

・ごみ質分析の調査結果について報告いたします。既に測定結果を報告済みではありますが、令和5年4月27日に測定しましたところ、紙類36.8%、厨芥類15.5%、布類1.9%、草木類4.9%、プラスチック類33.9%、ゴム類0%、金属類1.2%、ガラス類0.3%、瀬戸物、砂、石0.5%、その他5%、水分35.2%、見掛比重0.136キログラムパーリットル、低位発熱量3,010キロカロリーパーキログラムでございました。

## 表－9) 気象測定結果

・説明済みになります。

### まとめ

・まとめといたしまして、極めて簡単ではございますが、測定結果を一言で記載いたしました。令和5年6月から7月の操業状況の報告として、各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はございませんでした。

### 【搬入車両数と搬出車両数】

#### (令和5年4月～7月搬入車両数)

・令和5年度4月から7月の搬入車両の合計が1万2,842台で、前年度の比較では289台、2.2%の減となっております。搬出車両の合計は721台で、前年同時期との比較では44台、5.75%の減となっております。

### 【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の7月で飛灰が70ベクレル、主灰は20ベクレルでございました。20ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回行っておりまして、これまで検出されたことはございません。

続いて、21ページ、22ページになります。空間線量の推移につきまして、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しておりまして、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くとクリーンセンター敷地境界の東西南北に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を掲載させていただいております。直近8月の測定平均で一番高いのは、第1地点と第3地点で0.081マイクロシーベルトでございました。グラフの中央部分で、平成30年の横ばい部分につきましては記入を割愛しております。

最後のページになります。焼却灰の処理状況につきましては、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処理をしております。令和5年度7月末現在の搬出先及び処理量につきましては、記載のとおりでございます。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続してございます。令和5年度7月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが、埋立率が28.18%という状況でございます。

報告は以上でございます。

### 【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に次期中間処理施設整備事業の進捗状況について説明をお願いします。
------	--

### 議題(2) 【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

・それでは、24ページの資料3のほうを御覧いただきたいと思っております。令和5年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。7月末時点の進捗となっております。3番のサウンディング調査につきましては、7月に契約のほうを締結し、現在進めてございます。

次に、4番の水道事業でございますが、これにつきましても6月に印西市と費用負担を締結いたしまして、印西市におきまして設計業務ですとか工事発注等の、今契約準備のほうを進めていると聞いております。

次に、6番目の用地管理業務ですが、次期中間処理施設の草刈りにつきましては、7月に第1回の草刈りが完了してございます。地域振興用地につきましても7月に契約を締結しまして、現在順次草刈りを進めてございます。

次に、進捗状況の説明としまして25ページを御覧ください。令和5年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールとなっております。令和10年度の稼働開始に向けて、新クリーンセンターの施設整備と施設用地までの進入路の整備、そして地域振興策について各種の業務を進めているところでございます。

変更点について御説明いたします。事業内容の2つ目のアクセス道路と3つ目の地域振興事業用地の用地買収ですが、相続ですとか代替地等の買収に時間を要することから、今年度末まで用地買収の期間を延ばしております。

説明としては以上となります。

## 【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等がございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕 では、次に行きます。
------	---

### 議題（４）【自治会側からの質問事項の回答について】

自治会から事前に提出されました質問事項 14 項目について、組合側から順次回答をお願いいたしますが、回答、質疑は 11 時 50 分までとさせていただきます。また、質問事項については省略させていただきます。回答のみ読み上げさせていただきます。回答、質疑、時間内に終えない場合は、自治会側委員の皆様には回答内容を確認していただきまして、ご質問等がありましたら、お手数ですが組合のほうにお問合せ願います。

それでは、1 番から順次説明をお願いいたします。

#### 質問 1. プラスチックリサイクル促進のための提案書（案）

##### 1. はじめに

6 月 24 日（土）の第 1 回環境委員会で、組合側は、2022 年 4 月に施行された「プラスチック資源循環法」の一部導入を 2025 年度（令和 7 年度）から始める予定と発表しました。

##### 2. 現状と問題点

現在は、プラスチック製容器包装だけを再利用するため資源物として市民が分別し専門業者が集め、処理先に出しています。

プラスチックは、その有用性から、製品や容器包装に幅広く利用され、現代社会には不可欠な素材になっておりますが、海洋プラスチック（マイクロプラスチック）ごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の対応等から政府として、3R+Renewable を基本原則として

- ① 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25% 排出抑制
  - ② 2035 年までにプラスチック製容器包装及び製品をリユース又はリサイクル可能なデザインに
  - ③ 2030 年までにプラスチック製容器包装の 6 割をリユース又はリサイクルに
  - ④ 2035 年までに使用済みプラスチックを 100% リユース、リサイクル等により有効利用
  - ⑤ 2030 年までにプラスチックの再生利用を倍増
  - ⑥ 2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入
- という野心的なマイルストーンを目指すことにしました。

印西地区では、令和 5 年 3 月に印西地区ごみ処理基本計画を改定し容器包装以外のプラスチックも初めて削減対象にしました。

その主なものは、次の通りです。

- a 燃やすごみの中の可燃プラスチックごみを令和 10 年度までに約 40% 削減する。
- b 燃やすごみの中の資源化可能なプラスチックごみを令和 10 年度までに約 70% 削減する。

組合の説明では、当面全ての廃プラスチックを対象にせず、硬質プラスチックと製品プラスチックを削減対象にすると説明しました。プラスチックによっては、紙やアルミが混じったものなど再利用できないものがあるようです。再利用できるプラスチックは、業者が加工して再利用可能なものにするのでしょうか。

しかしながら、住民には、マークがついていないので、硬質プラスチックと製品プラスチックとはどのようなプラスチックなのか、再利用できないプラスチックはどんなものかわかりません。

分別するのは住民です。住民が理解できない分別法では、うまくいきません。しかも実施するまで、残りの時間は 1 年半しかありません。

##### 3. 提案

そこで、提案ですが、組合に次のことを提案したいと思います。

- ① リサイクルできるプラスチックを分かり易く分別する方法を写真や絵、まんがなどを使用して示すテキストを作り市民に配布し、その説明会を開く。
- ② 住民から指導員を募り、その方たちに市の担当者と一緒に市民に現物を使用して教育してもらう。（指導員には実績に応じて指導料を支払う）
- ③ リサイクルしてはいけないプラスチックには、識別できるマークを付けるように国に提案してはどうでしょうか。

## 【回 答】

製品プラスチックの資源化につきましては、県内においてもまだ実施している市町村が少なく、資源化に向けて試行錯誤している状況です。

このたびのご提案につきまして、特に啓発につきましては、市民の皆様にはわかりやすいパンフレット等で示すことは大変重要で必要なものと認識しております。

今後、事業を進めるうえで貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思っております。

また、プラスチックへのマークについては、調べてみますと、現在、材質ごとに存在はしているものの使われていない状況でもあり、当然のことながら、国においてもプラスチックの資源化に向けて日々検討されているものと思っておりますので、今後の動向に注視していきたいと考えております。

#### 【質疑応答】

[乙委員]	<p>ご回答ありがとうございます。ただ、あまりにも簡単に書いてあるので、以下の質問をします。</p> <p>私の提案の中に、指導員を市民から募って、印西市の職員と一緒に市民の教育に当たってはどうかという提案をしました。それに対しては何ら回答もないのでお願いします。</p> <p>もう一つは、パンフレットを作ってほしいと、当然私が言う前に作ると思うのですが、やっぱり最近の動きもありますから写真だけではなくて動画も入れてわかりやすいように、そういう教育資料を作ってほしいというのが私の希望です。それに対してお答え願います。</p>
[甲委員]	<p>まず、提案につきましては、今後事業を進める上で参考とさせていただきまして、予算も伴うことと、3市町にも対して、了解等を得なければいけない事項になりますので、今後そういうところも含めて進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、パンフレット等ですが、動画も視野に入れて検討はさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
[乙委員]	<p>分かりました。私の説明の中にも紙とかアルミが混じったプラスチックというふうに書いていますけれども、これは再生のところには分別できないのですけれども、私の聞いているところによると、ある自治体はこのように再生できないプラスチックだけをまずターゲットにして、その他のプラスチックは全部再生する方向にもっていくと。このクリーンセンターの今の考えは、プラスチックは製品プラスチックだけにするというふうに限定してしまっていて、その他のプラスチックというのはいろいろありますから、それを市民が分別するというのは非常に困難な話になるので、こういうやり方はやめて、再生できない、してはいけないプラスチックだけを除いて、あと全部再生もしくはリサイクルするようにしてはどうかと、限定はしないでやってはどうかと。実際やっている自治体もあると聞いているので、回答をお願いします。</p>
[甲委員]	<p>ここでリサイクルできるプラスチックというのが国で示されています。それ以上を集めることは、今のところ考えてはおりませんので、国で示されているものをまず基準に進めさせていただきたいと思っております。その中には、再生できないものの中には、汚れた、土のついた植木鉢ですとか、そういったものも含まれております。土を取り除けば再生はできますので、皆さんにハンドブック等を配布、またホームページから取れるようにして啓発のほうを進めていきたいと思っております。以上です。</p>
[乙委員]	<p>私が言っているのは、製品プラスチックだけを回収してリサイクルになる、再利用するというのが今のクリーンセンターの方針みたいなので、そういう限定してしまうと市民が分別するのが難しいと。先ほどおっしゃったように汚れたものとか、紙とかアルミが混じったものとか、そういうようなできないものだけをターゲットにして、あと硬いものとか軟らかいものとか言わないで、リサイクルできるプラスチックは全部リサイクルしてしまうという方向にしたほうが、市民が分別するのに非常に簡単で、参加しやすいといえますか、楽だというふうになるのではないかとということで、今申し上げたわけです。それに対してどうでしょうか。何で硬いものだけを選んだのか。</p>
[甲委員]	<p>プラスチックの中には当然軟らかいものもあります。それが国のハンドブックの中に示されていれば、うちのほうでも……</p>
[乙委員]	<p>軟らかいプラスチックは、どういうものですか。</p>
[甲委員]	<p>塩化ビニル製ですとか、ビニールハウス……</p>
[乙委員]	<p>ビニールハウスの覆っているプラスチック。</p>
[甲委員]	<p>業務用ではなければ、再利用可能なものとハンドブックに出ていたような気がするのですが、申し訳ございません、ハンドブックは用意していないので。</p>

[乙委員]	だから、そういう製品プラスチックだけにするといったら、結構市民は大変なのですよね。どれがどうなんだという話になりますから。そこは少し考えてほしいというふうに思います。以上です。これ以上やっても答えは出ないと思います。
[甲委員]	また、中間処理施設というところがあって、組合では集めたプラスチックは、収集業者がごみステーションから集めたものは全てそこに直接持って行って、中間処理を行っております。その中間処理施設の中でできる、できないものが分かっていますので、そのできないものについては集められないというところがございますので、その辺はご了承いただきたいと思います。
[乙委員]	分かりました。これ以上やっても……
[議長]	本件につきましては、まだ本当に提案書作って、組合側に提出して時間もございませんし、まだ2年後のことなので、今後進捗に動きがありましたら報告願いたいと思います。

## 質問2. 指定廃棄物の件

(1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。

(2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。

### 【回答】

(1) 印西市に確認したところ特に進捗がないという状況になっております。

(2) 今年度の指定廃棄物（放射性物質）の立入検査については、9月20日に実施する予定となっております。

### 【質疑応答】

[議長]	これに対して質疑等ございますか。
[乙委員]	(2) のところの9月20日に実施するという件なのですが、これで表面の線量率だとか、そういうものは測るのですか。ただの外観検査だけですか。
[甲委員]	空間線量の数値を測ることは確認しています。空間の線量の数値を測るということしか、確認はしていない状況です。
[乙委員]	もし測定したら、そのときの数値を私たちに教えてください。あそこにあるものがどんなものなのかよく分かると思います。
[甲委員]	測った場所と測った数値につきましては、報告するようにいたします。
[議長]	よろしくお願いします。では、よろしいですか。
[甲委員]	はい。

質問3. 「令和4年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書、令和5年6月の資料編、報告事項1操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についての表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法のJISK-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJISK-0083を利用し測定)はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、修正が必要である。」は全く実行されていない。

(2) 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)の全クロムはクロムの誤記ですか。

(3) 「カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度の報告書から削除しています。」

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、これまでも測定し、報告してまいりましたがこの3項目は、法的な検査項目ではなく、これまでも測定において検出されていないことから令和4年度第4回の環境委員会で本件について協議した結果、住民側組合側双方合意のもと削除することになりました。」は不正確である。以下のように修正すべきである。

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目は、令和5年度より実施しないことになった。」

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目はJISK 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていたが、JISK 0083の2006年の改正で測定対象から削除された。組合はこの改正に気づかず2015年3月6日の環境委員会で2006年改正のことを指摘したが、何ら改善対応はされなかった。

令和4年度第4回の環境委員会で測定の削除に関する協議の結果、削除することになった。

## 【回 答】

本件につきましては、以前より議論されており、特に令和4年度第3回及び第4回の環境委員会において、標記の訂正も含め記載の有無について議論され、結果として住民側、組合側の合意事項として、今後「カルシウム、銅、亜鉛について、令和5年度から測定を行わない」こと、削除した経緯を書面で残すこととされております。

当組合といたしましては、合意事項に沿い本年度より測定を取りやめ、今回の報告事項から削除し、削除した経緯を掲載させていただき皆様方のお約束を履行させていただいたものと考えております。

(2) J I S K - 0 0 8 3 の試験項目では、クロムとされておりますが、委託による測定結果においては、総クロムという表記で報告を受けております。

なお、クロムについては三価クロム、六価クロムなどがあることから、組合では全クロムとして記載しているところですが、皆様方のご意見としていただければ、今後は J I S K - 0 0 8 3 に合わせ「クロム」と表記させていただきます。

(3) 表-7) につきましては、令和4年第4回の環境委員会におきまして「削除した経緯を書面に残しておく。」ということで、表-7) の下に削除した経緯を記載させていただきました。

このたび、ご提案いただきました、過去の経緯につきましては、資料の保存年限を過ぎておりますので確認することが難しいこと、また、このたび掲載したものと主旨が異なりますので、ご提案に沿うことは出来かねますのでご理解をお願いいたします。

## 【質疑応答】

[議 長]	では、本件に関する質問ございますか。
[乙委員]	(2) のところで、クロムと直すということですか。元が J I S K - 0 0 8 3 と書いてあるのだから、そこにクロムと書いてあったら、クロムというふうに直すべきではないかなと思いますけれども。
[甲委員]	この委員会で、委員会資料の記載事項なので、委員会の総意として直したほうがいいのであれば訂正いたしますし、その辺は検討していただきたいと思っております。
[乙委員]	教えていただきたいのですが、この(2)にある、この3価クロムと6価クロムとありますよね。今、工業製品では、今まで6価クロムのほうが有害だから、3価クロムの処理に変えているネジやら何やらというのが流通していると思うのですが、これ例えば合わせて計測するということは、3価クロムも6価クロムも両方も体に悪いということなのですか。それとも、分けて計測ができないということなのでしょうか。
[甲委員]	今委託して計測しておりますところは、そういったものも含めて総クロムという表記で上がってくるのです。その検出については、検出されていないということで報告されてはいるのですが、いろいろ種類があるので、当組合では全クロムという表記にしているところでございます。
[乙委員]	結果的には出てきていないけれども、これを分けて測定をすることはできないのですね。分かりました。
[議 長]	では、組合側としては、この時点では、表記についてはこういう形しかできないと。我々住民側のほうで話し合っしてほしいと。
[甲委員]	決めていただければ、クロムという表記も今後そういう表記にさせていただくことも可能です。
[議 長]	分かりました。では、それはまた追って住民側のほうで意見交換をしたいというふうに思います。ほかに質問ございますか。
[乙委員]	(3) のところなのですが、保存年限も過ぎておりと書いてありますけれども、この保存年限は、そこでは何年というふうに規定されているわけですか。
[甲委員]	当組合では、議員関係の記録につきましては、議事録は永年保存なのですが、そういった会議とかの資料につきましては5年保存となっております。
[乙委員]	それ変じゃない。
[議 長]	変というのは、具体的には。
[乙委員]	ちゃんと残しておけばいいだけではないかと思うのですが、勝手な臆測ですが、どうも保存年限というところがどこか悪用しているのではないかと気がします。

[甲委員]	そんなことはございません。今まで代々事務をやってきておりまして、その中で組合の会議の関係は5年保存ということで処理しております。ただ、会議録につきましては、初期の段階から残ってはいるのですけれども、その中でおそらく時間がなかったものかと思うのですけれども、記録自体がございませんでした。
[乙委員]	資料があって、会議録だけあってもしょうがないことではないですか。では、何について話をしたというの、全然それでは分からないではないですか。片方5年で、片方が永久保存になっているのでしたら。それおかしくないですか、それを言っているのです。もう今までの、5年過ぎたから保存をやめている、いわゆる廃棄したということですか。
[甲委員]	はい。過去のもの廃棄してございます。
[議長]	その会議録を作成するに当たっての資料、そういうものが5年保存ということで。
[乙委員]	だって、分からないのだから、さっきも言ったように。変だと思いませんか。
[議長]	それは、この場では回答はできないでしょうから、組合側で。これは規定か何かされているのですか、5年保存というのは組合側のほうで。
[甲委員]	はい、しています。
[乙委員]	当然文書管理の規定があるわけですね。これは何年と書いてあるだろうから。でも、すぐ廃棄しなければいけないということでもないような気がするからね。どこかの国みたいに、探したらどこかから出てきたってこと、あるかもしれませんね。
[甲委員]	一応探してはみたのですけれども。
[議長]	規定にあることですから、それをでは我々住民側から5年以上保存しろということは申し上げにくいのですけれども、そこは組合側で議事録を作成する上で必要な、これは絶対残しておかなければいけないというようなものは、もし可能であれば、5年以上は保存するというような、臨機応変な対応をお願いできればと思います。
[乙委員]	あと、その後このたびに掲載したものと趣旨が異なりますと書いてある。これはどういう意味なの。
[甲委員]	私のほうから回答させていただきます。令和4年の3回、4回、こちらのほうで、この件につきましては多々皆様方と議論のほうはさせていただいております。その中で決定事項として、もうこれについては諮らないというのは一つ決定事項。もう一つ決定事項としましては、削除した理由を掲載する、こういうお約束になっております。それに基づきまして、今回私どものほうとしましては削除した理由、その経緯です、削除した経緯を載せさせていただいたものでございます。 ご提案いただいた内容につきましては、こちらのほうも拝見はさせていただいたところではございますが、内容的には過去の経緯と読み取れますので、過去の経緯を掲載するというものではなくて、削除した理由をこのたび記載させていただいたものになります。以上でございます。
[乙委員]	言っていることがよく分かりません。ちゃんともっと分かりやすく説明してください。
[議長]	本件なのですけれども、私が住民の意見を翌日お持ちしたときに、この経緯に加えて、例えば他の市町村ではこれを実施していないとか、そういうことも加えてほしいということをやったつもりなのです。それが、いわゆる回答のほうに何も記載されていないので、例えばこの経緯、これをもう一回この回答のほうに改めて入れて、そして乙委員が言われるような、もし過去において、そういう改善対応がされたことについての一言、そういうものをもし入れることが可能であればというお願いしたのですが、そこら辺のことが何も記載されていないので、乙委員も何言っているか分からないということになってしまったと思うのです。印西だけ測定しているということとかね。
[甲委員]	では、趣旨のほうは今のご説明で、議長の説明で了解いたしました。であれば、次回そちらのほうも踏まえて、経緯のほうは載せ直させていただきます。ただ、今事務局の方から述べたとおり、過去のものにつきましては確認ができないもの、それについて載せることは、大変申し訳ございませんが、確認できないものについて記載することはできませんので、それについてはご理解のほうはいただきたいと思っております。以上でございます。
[乙委員]	その確認ができないというのは、何をもち確認ができないってあなた方は判断するのですか。
[甲委員]	先ほど申し上げたとおり、保存のほうは5年ということで、確認できる資料がございません。資料をもって確認をするということになりますけれども、確認する資料がないものについて掲載するというのは、こちらではできないものになりますので、そこら辺はご理解のほうをお願いしたいと思います。



[乙委員]	では、過去5年間については、記録が残っているので確認をするという意味ですね。
[甲委員]	5年間についての確認はもちろんできます。こういったものを記載を望んでいるのか、皆様方の望んでいるものを明確にしていただければ、もちろん過去5年分はデータあるわけですから、それについて経緯を載せるということは可能になりますけれども、過去5年についてこういったものを望んでいられるということなのですか。
[議 長]	本件につきましては住民側のほうで、私のほうでもう一度作り直して、明日以降、組合のほうにお送りしますので。もう少しこの経緯について内容を再検討してまいりたいということ。 住民の皆さん、よろしいですか。私の方で租借して、もう一度組合のほうに送りますので。 [「お願いします」と呼ぶ者あり]
[乙委員]	それに反対します。
[議 長]	では、一応この件については何度も話し合いを行っていますので。私が文書を作成するときに、乙委員にも意見をお伺いします。それで、それをちゃんと絡めた上で組合の方に渡しますから、よろしくをお願いします。

#### 質問4. ごみ処理基本計画検討委員会でのごみ処理の有料化に関して

(1) ごみ処理基本計画改訂後の「有料化に関する進捗」はいかがか。

ごみ処理基本計画検討委員会の答申(印西地区ごみ処理基本計画及び印西地区災害廃棄物処理計画)は2022年12月11日に答申されたが、組合ホームページでの掲出は2023年3月30日となった。その後の議論の状況はいかがか。

(2) 昨今の異常気象に関する状況の報道を見ると、印西地区災害廃棄物処理計画では対応できないと推定される。再考することは可能か。

##### 【回 答】

(1) 現在、担当者レベルで事業系ごみ手数料の見直しを検討しているところです。その他につきましては、今後、検討していきます。

また、ごみ処理基本計画検討委員会の委員の委嘱期間は、令和4年5月29日から令和5年3月31日までの期間となっており、現時点においては委員における議論を行う予定ございません。

(2) 印西地区災害廃棄物処理基本計画については、構成市町の同時発災する大地震や大規模洪水などを想定し、ごみ処理等について計画しております。

また、各市町においても市町の実情にあった災害廃棄物処理計画を策定・検討されていることから、市町においては、その計画に基づき実施されるものと考えておりますので、現時点においては、再考することは考えておりません。

##### 【質疑応答】

[乙委員]	(2) の点ですけれども、今の最近の水害とか地震とかのことを考えると、今の災害廃棄物処理基本計画で言っているのは、あくまでもこの地域のところで直下型の地震があったときに幾つですよ、これ何トンだけですよというみたいな感じで搬出はしているのですが、それだけで十分ですかということをお聞きしているわけです。
[甲委員]	こちらにも記載したとおり、うちのほうの災害廃棄物の想定されるものというのは、おっしゃるとおり、一つが直下型の地震、こちらのほうを想定しております。それはおっしゃるとおりでございます。 もう一つといたしまして、河川の氾濫というのは想定に入れてございます。河川全てが氾濫したときの、それに対する被害想定、ごみ量の想定ということで想定させていただきまして、計画のほうは作成をさせていただいております。ですので、例えばですけれども、最近よく降るゲリラ豪雨というのは全ての河川が氾濫したときよりも被害想定が大きいかというと、河川の氾濫よりはゲリラ豪雨のほう被害が少ないというふうに私どもは考えますので、そこら辺のほうについては現在の計画のほうで網羅されているものと考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

[乙委員]	ゲリラ豪雨というか線状降水帯みたいなものができて、何か氾濫したとか、そういう場合について想定しているという話ですけども、本当にそれでそれ以外の別のところで、処理基本計画の中で話をしたときの洪水とか、そういうのによるものと比べて被害が大きい小さいというふうな、今お話をされましたけれども、それはどういう判断に基づくものなのですか。データとしてどっちのほうが大きくて、どっちのほうが小さいという判断をされているわけですよね。今そういう説明を受けたと私は思っているんですけども、そうではないですか。どこのどういうデータをもってそういうことを説明しているのかというのを聞きたいのです。
[甲委員]	例えば、洪水は、3市町のハザードマップ、そういったものを基にして被害想定の方が出されております。ですので、それよりも線状降水帯、そちらのほう被害が大きいということになりますれば、もちろん私どもの被害想定よりも大きい被害が出ますので、これ以上、私どもが考える以上にごみ量というのは出るものと考えられます。ですが、例えば利根川が氾濫する、手賀沼が氾濫する、印旛沼が氾濫する、全ての河川が氾濫するよりも雨がいっぱい降るかというのは、なかなかそれを想定という根拠にと言われても、困るところはあるのですけれども、私の認識の中では、それよりは少ないのかなという考えではいる状況でございます。もし私の考えが違う、いやそれよりも被害が出るのだということであれば、今回の計画自体の被害想定が少ないということになりますので、おっしゃられるとおりの、被害想定の方ではちょっと過小に見ているという状況にはなりませんけれども。
[乙委員]	それだけでは、今言われた部分だけではなくて、あと内水とかそういうのもあるので、そういう部分をどう考えているか。最近の報道を見れば、今までハザードマップとおっしゃっていましたが、ハザードマップ以外のところでも内水の氾濫が起きて、浸水しているところはとても多いわけです。そういう点を考慮に入れていないというのは、それは問題かな。確かにそのハザードマップの中でも印西市とかは、ほかのところは確認していないので、分からないのですけれども、内水はどこまで氾濫をするかとか、そういうのを示しているところもあるし、ないところもあるわけです、多分。そういうところをうまくちゃんと全部整合できるようにしておくべきだと私は思いますけれども。
[甲委員]	例えば局地的に見ればハザードマップ、それ以上、もしかしたら起きることはあるのかもしれませんが、それについては否定する気はございませんし、そういうこともあるかなとは思いますが。ただ、うちのほうで計画というのは3市町全てのもの、全てが最大の被害値ということで計算しております。ですので、例えば局地的に一部の地域、一地域のみ被害、それは全体被害よりも大きいごみ量が出るかというような考えをしますと、そういったことはないと思いますし、局地的なものにつきましては、市町のほうで同じように災害廃棄物の処理計画、また災害時のそういう処理というのは市町が主導として行うというのが正解とは思っておりますけれども、そういう例えば局地的なものということであれば、それは市町のほうで、そちらにある災害廃棄物処理計画に基づいて処理していただければ足りるものと考えております。
[議長]	では、今後もその計画に反映していただくように再考してください。
[乙委員]	再考しないと言っているのではない。
[議長]	ないにしても、意見を聞いてください。
[甲委員]	計画の方は、今年度の3月につくられたものになりますので。ただ、これがずっと一生この計画のままいくわけではございません。被害想定というのはもちろん変わりますし、今後その科学の発展によってどんどんそういうものは変わっていきますし、今異常気象等も言われているような状況ありますので、例えば定期的、これが5年になるか10年になるか現時点で私が申し上げることはできませんが、計画というのは見直しがございますので、そのときの最大想定に基づいたもので、見直しというのは順次行われるものと考えておりますので。
[議長]	よろしくお願ひします。では次、5番に行きたいと思ひます。お願ひします。

#### 質問5. 届出項目の報告

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して、記載すると混乱するという指摘としているが、明確に記載すれば、混乱はありえ

ない、委員会資料で触れていないことは記載しないということを述べているがこれは理由がないので、再考すべきである。

【回 答】

P R T R、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果につきましては、環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績として毎年県へ報告しているものです。

よって最新の情報はすでに環境委員会へ報告させていただいております。

また、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの資源物については、クリーンセンターへ運びこまれずに他で処理されるため、環境委員会の協議事項とは違うため、操業報告として記載をしておりません。ご確認が必要でしたら事務室にお越しいただければ、ご説明いたしますのでよろしくをお願いします。

【質疑応答】

[乙委員]	<p>P R T Rのところ、ここでどのくらいダイオキシンが出たというのは、報告は私たち受けていません。</p> <p>それと、ここから煙突を発して出ているという想定の下に計算する濃度もあるわけですよね。そういうのを全部まとめてP R T Rのところへ報告しているのだと思うのですが、それに関して報告しているところに書いてあるのはおかしいのではないの。</p>
[甲委員]	<p>P R T R関連につきましては、8ページの表-2)の排出ガス測定(ダイオキシン類)というところで報告してあります。</p>
[乙委員]	<p>人の言っていることをちゃんと理解してください。</p>
[議 長]	<p>8ページのところの、どこの部分を見たらいいのですか。</p>
[甲委員]	<p>本日、県に報告したものを持参いたしました。それで、過去のを県に報告してあります。今記載してあるのは、新しいものを皆さんにお示ししています。ですので昨年度報告したものをまとめて県に報告しているところです。</p>
[乙委員]	<p>去年のものを報告はしているのだけれども、そこでどのくらいここからダイオキシンを含んだものを出しているか、それはいわゆる昔あった指定廃棄物のことを言っておりますけれども、そういうものと、あとそれであそこの最終処分に持って行って、埋め立てていますよね。だから、そこに移動することによる総量として何グラムあるとか、そういうのをP R T Rのところへ載っているでしょう。</p> <p>あと、煙突から出しているものについてもダイオキシンが含まれていて、その中でどのくらい出しているというのがあるわけでしょう。そうしたら、その1年間に煙突から出ているものを掛け合わせて、濃度と掛け合わせて幾つというふうにして、P R T Rの中で報告しているのではないですかという質問です。</p>
[甲委員]	<p>P R T Rの県への報告につきましては、令和4年度ダイオキシン類実態調査資料ということで、こちらにごみの焼却量や焼却灰の量、主灰、飛灰、そういったものも報告しているところで、いろいろ数値を入力していくと県の報告書が出来上がるシステムが県から配付されておりまして、それでここにつきましてはダイオキシン類の移動量、事業所の外への移動量が760ミリグラムパーT E Qというような単位で排出していると報告しています。その数値については、前年度の排ガス測定(ダイオキシン類)で皆様には報告してございます。</p>
[乙委員]	<p>そのダイオキシンの量だけ分かっても、ここから出ていっている排ガスの量だとか、あと搬出している、埋め立てしているところの量とかって分からないわけではないですか。だから、そういうのもみんな報告しているわけでしょう。違いますか。</p>
[甲委員]	<p>そうですね。</p>
[乙委員]	<p>だから、その報告したときに使った計算ソフトの中に表があって、それが項目があるのだとしたら、それを示してねと言っているだけです。とても簡単なことだと思うのですが、違いますか。</p>
[甲委員]	<p>ここで拾っている数値が1号炉のダイオキシン類とか、そういった数値を入力して県には報告しているの、皆さんに示している数値のほうが詳しい数値が出ているというところですけども。</p>

[乙委員]	3炉で燃やしているわけですね。各焼却炉から出てくるダイオキシンって、その燃やすときのごみの状態や燃焼の状態とか、そういうものに大きく関わってくるわけです。1号炉、2号炉は、ダイオキシンの値がそれなりに多少は高く、3号炉のほうが低い。では、1号炉で全て代用しているのですかという話も分かるわけではない。だから、どうやってどの数値を用いたというのを、私たちには何ら分からなくて、あとP R T Rが約1年後だか2年後に発表されて、そのときに日本中のその各事業所について全部見られるわけです。それまで待てということですか。そうしたときに、この数値を報告しましたと書けばいいのことだと私は思います。
[甲委員]	分かりました。
[議 長]	これで終わりにしましょう。
[甲委員]	私も県への報告は拝見させてもらっているところなのですが、特段、これ皆さんが欲しいということであれば、差し上げられないものでも何でもございません。どうしてもということであれば、お渡しはいたしますけれども、ただ計算の仕方というのは、お手元の資料にある、先ほど事務局のほうで示した8ページですか、こちらの数字のほうをただ足し上げて、時間の数字を出すだけのものになります。それで年間量出すだけのもの。それが皆様方が頂きたいということであれば、特段、お渡しはいたしますけれども、ただそれは昨年度のものということになります。今年度の最新のものについては、事務局が言ったとおり、皆様方のほうが先に資料は渡しております。県というのは、1年遅れで渡す資料になります。 そこら辺を踏まえて、皆様方が1年前の数字を知りたい、合計値を知りたい、そういうことであれば、もちろんそれはお渡しいたしますし、特段それを拒むものではございませんので、それも皆様方でご希望あれば。ただ、皆様はご希望なくて個人的にということであれば、事務室のほうで、それはお渡しはさせていただきたいとは思いますが、数字の出し方については、ぱっと見た感じでは、それで時間値を、1年分足しまして、時間値を出して載せているだけのものになりますので、必要であれば、言っていただければと思います。
[議 長]	分かりました。では、本件についても、また住民側で確認したいと思います。

#### 質問6. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a) 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。 b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。

#### 【回 答】

各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりです。

印西市 a) 千葉県ホームページ等により把握しております。b)住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。

白井市 a、b) 前回までの回答時と同様の状況であり、千葉県がまとめている施設一覧(R5.7.31時点)により市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き、排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し周知を図っています。

栄町 a、b) 住宅宿泊事業者(民泊)については、県のホームページで確認し把握しています。また、住宅宿泊事業者に対し、事業系ごみとして処理するよう指導しています。

#### 【質疑応答】

[議 長]	進捗状況はこのようなことです。よろしいですね。〔「はい」と呼ぶ者あり〕では、次行きます。7番ですか、お願いします。
-------	---

質問7. 「h) 印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス 遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。

塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では、都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

ごみ処理基本計画の改訂ではどのように議論されたのか。」に対する回答は中途半端な回答で

あった。正直な回答をすべきではないか。

**【回 答】**

「ごみ処理基本計画の改訂ではどのように議論されたのか。」については、ごみ処理基本計画検討委員会では、し渣については事業系一般廃棄物の可燃ごみに分類されており、排出量の実績に含め、ごみの削減等について議論され、ごみ処理基本計画に反映されております。

しかしながら、可燃ごみの一つであるし渣のみの議論については、行われておりません。

**【質疑応答】**

[乙委員]	では、し渣については全く話ししていないということですね。
[甲委員]	はい、そのとおりです。
[乙委員]	基本計画の中、ここで検討していたときに、まだそういうものがありますよという話が総論として、個々のその中でし渣がどうのこうのって話は全くしていない。総論としてこんなものがありますよという話をしているだけですよね。それでいいのかなといつも思うのだけれども。
[甲委員]	し渣につきましても、事業系ごみとして搬入されるごみの総量の中に含まれているもので、それ以外については話合い等、会議録等を確認しましても、されていませんでした。以上です。
[乙委員]	本件についてはこれで終了とします。行われていないということですね。では、次行きます。8番、お願いします。

**質問8. アクセス道路と地域振興策対象区域に関して**

組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。

地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由はいかなるものか。に対する回答は不十分なものであった。

策定途中で情報公開を行わず、案が出来たらパブリックコメントを行うというのは、透明性に欠けるものである。

**【回 答】**

アクセス道路と地域振興策対象区域の変更については、アクセス道路の概略設計が完了し吉田区と協議を実施。協議の中で、吉田区は以前より次期中間処理施設及びアクセス道路予定地周辺の谷津田が荒廃していることに対し危機感を持ち、地域振興策基本構想において里地・里山の保全及び活用を掲げており、アクセス道路周辺をフラワーアプローチ等で活用したい旨の要望があった。

そのような要望を踏まえ、アクセス道路周辺の土地活用により、良好な景観の創出や地域振興策のイメージアップ、地域振興基本構想の目的達成に寄与することから、地域振興策開発エリアを拡大することとなり、次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を行ったものです。

また、策定の途中段階の情報を提供することは、市民に誤解や憶測を与える恐れが懸念されることから、第2回変更に対する意見公募としたものでございます。

**【質疑応答】**

[乙委員]	代替地を探しているのかどうか分からないのですけれども、見つかりそうですか。
[甲委員]	代替地については土地のほうを照会いたしまして、今、税協議等を進めてこれからまた交渉のほうを進めていく予定としております。
[乙委員]	アクセス道路ができますよね。そうすると進入路になるので、その道路沿いが乱開発されるのではないかなという懸念があったのですけれども、この図面見ると、両端を網かけしているのは、里山とか緑地みたいになるのかなと思うのですけれども。 道路だけだと、そこに隣接している土地の所有者は、464号線の端を見ていると分かるのだけれども、すごく乱開発されてしまうというパターンがあるので、それから中の像の中を見ると、非常に人を集められるレクリエーション的なものがいろいろ入っているので、非常にいいなというふうに思いました。
[議 長]	では、よろしいですか。次、行きます。9番お願いします。

質問9. 印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会（令和4年2月10日）の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですが、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。)環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と、答弁しているが、事実と異なるため、訂正すべきである。

水銀に関しては、協定値の設定がされていないままである。

「排ガス中の水銀測定協定値について」という書類が提出されているが、内容があまりにも酷いものである。

**【回答】**

協定値などの決定については、環境委員会を通じて協議など意見交換を行い、変更を含め住民側、組合側双方の了解を得て、協定書に設定させていただいているところでございます。

また、水銀の協定値の件につきましては、以前に住民側委員の代表者様と協議検討をしており、本年6月に組合側の考えを住民側委員の皆様に伝えさせていただきました。

つきましては、組合側の考えについて住民側委員の皆様のご意見をお伺いさせていただければと思います。

**【質疑応答】**

[議長]	本件については令和5年の1回目で、そちらの1枚、紙入っていますよね。私は第1回目出られなかったもので、申し訳ございませんがその回答について乙委員が不十分ではないかということでございますが。
[乙委員]	1枚の紙が入って、書類があったということなのですが、そこに何か書いてあることが、皆様の手を煩わせるのはどうこうと書いてある。何を言っているのかなと思いますけれども。協定書を改定するのであったら、ちゃんと組合の手続を取るというのは当たり前ではないかと思うのですが、それをなぜああいう文章になってしまうのか、非常に私は遺憾です。手続をちゃんとすべきではないでしょうかと思います。あそこに書いてあるものは、理由にはならないと思います。自分たちが手を抜きたいからというふうには見えません。
[議長]	協定書の改定ですけれども、議長で自分の意見言ってしまうのはよくないのですが、協定書の改定だと、また結構時間と労力がかかりますし、できればもう改定はしたくないと思って。ただ、前回のその1枚ものの説明文書は、もしもうちょっと詳しい内容を書き換えることができるのであれば、お願いをしたいということでも大丈夫ですか。
[甲委員]	組合側の考えといたしまして、平成30年に大気汚染防止法が改正されまして、水銀の規制値が平方メートル当たりのその50マイクログラムということで設定されております。それに伴いまして、住民側の代表者様と協定値の設定について検討させていただいているところですが、本件について組合側の考えとしては、これまで水銀の測定で異常な数値を検出したことがなく、次期施設への移設に係る現施設の残りの稼働期間及び協定値を設定する際に生じる協定書の改正に係る各自治会への負担を踏まえ、協定値は設定せず、法定規制値に準じ、これまでどおり報告させていただきたいと考えているところですが、組合側の考えに対して住民側の委員の皆様でご検討いただき、ご意見をいただきたいという文書でございました。
[議長]	今読んだのは、6月に全員に配布したものでですね。
[甲委員]	そうです。
[議長]	私も乙委員から出されたときにちゃんと私もしっかり考えなければいけなかったのですが、検討をあまりせず、右から左で組合に提出してしまいました。 では、この件は、私も責任がございますので、もう少し詳しいことが書けるのであれば、一緒に考えたいというふうに思います。

質問10. 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度、令和4年度、令和5年度が公開されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不充分と思われる。改善を望むものである。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されていることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

**【回答】**

次期中間処理施設整備事業については、平成25年度以降、用地検討委員会、施設整備基本計画検討委員会

及び地域振興策検討委員会の計画策定において、検討過程における民意の反映及び透明性の確保を図るべく、住民参加型の取組のもと、当該事業計画の検討を進めております。

現在は、これまでの間に策定した施設整備基本計画、地域振興策基本計画に基づき、具体的な検討を進めているところであり、情報の公開にあつては、検討過程にあることにより、正確な情報として伝わらないおそれがある場合や、施設の設計など、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程で、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。

**【質疑応答】**

[議 長]	これはよろしいですね。今後も住民に公表できる情報を、公表できる段階になったらその都度提示していくということで、引き続きよろしく願いいたします。次、11番、お願いします。
-------	--

**質問 1 1. 会議録の作成が遅いのはいかなる理由か?**

短期間で議事録を完成させる努力が見られないので、改善することを要請するものである。改善策は見いだされたか。(会議の内容を文書化するソフトは多様であるが。)

**【回 答】**

会議録の作成につきましては、組合で一括契約している業者へ委託しており、会議録原本が届くまで3週間ほどかかります。届いた原本を、組合側で修正、確認を行い、その後、議事録署名人に確認いただき、問題が無ければ署名、捺印をいただいた後、会議録の完成となります。そのため会議終了後、ある程度お時間をいただく事をご理解いただければと思います。

[議 長]	本件は、変わっていないですね。今日9月2日、今日のこの委員会の会議録は、最短で住民の方に一部会議録、あと半数の総括文書、いつ頃配られそうですか。
[乙委員]	答えては駄目だよ。全く分からないでしょう。
[甲委員]	分からないです。ちなみに、組合議会の議事録と同じ、一緒の契約になっている関係で会議録も同じところに頼んでいまして、乙委員からはソフトはどうかという提案もいただいているのですけれども。
[議 長]	それはできないのですね。
[甲委員]	それは、今はちょっと無理だということで、今後組合議会とは分けて、費用などの関係もありますので、検討していければなどは思っているのですけれども。
[乙委員]	次は3か月後なので、それまでにはもちろんもらえんと思いますけれども。
[甲委員]	平均的に2か月半ぐらいはかかっている状況です。
[乙委員]	2か月半でできるかどうか非常に疑問だし、そういうことは、ここに書いてあるのは、3週間後に一応原稿ができあがって、みんなが話をした内容の記録が上ってくるという話でしょう。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	そうしたら、その後が何か随分時間がかかっているのではないかという気がしますけれども。3週間でしょう、今日から3週間後にそのものができて、9月の二十何日に一応できるかどうか分からないけれども、それからそうしたら10月の頭ぐらいにはできるのではないかなという気がしないでもないけれども。
[甲委員]	組合内で職員何人が確認しながら、その後、議事録署名人さんにも確認していただく期間がかかりますので、やはりその程度必要になってくるものかと思われま。
[乙委員]	3週間とその後3週間空いたら6週間で1か月半だよ。
[議 長]	本件は、議事録署名人の方や議長も見なければいけないので、これは、やはりそのとおりにいかどうか分からないので、なるべく議事録署名人及び議長はなるべく早く皆さんに提供できるように努力していきましょうということで閉めます。

**質問 1 2. 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の件**

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されているが、組合ホームページへの情報がないのはいかがなものか?

【回 答】

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会は、当組合管理者の附属機関として設置されており、当組合管理者が委員を委嘱し、次期中間処理施設整備運営事業者の選定にあたり、公平かつ適正な実施に関する諮問事項に対し、令和4年度から調査審議を行なっております。令和5年度では、3回の委員会を予定しております。

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会における審議内容につきましては、発注に関わる施設の設計などの検討過程にあることや、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。

各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程で、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。

[議 長]	ありがとうございます。 契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるということで、公表を差し控えたいということですね。よろしいですね。
-------	--

質問13. 建設用地、エネルギー回収率に関して

(1) 建設用地は、次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画(平成28年4月)では敷地面積 約2.6haと設定されているが、印西市の印西都市計画ごみ焼却場の変更に関わる案の概要縦覧では2.3haとされていると聞く。上記の差とその理由を地図を使用して簡潔明確に説明されたい。

(2) エネルギー回収率は、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 入札説明書(令和5年4月)では、エネルギー回収率:17.5%以上と記載され、次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画追加策定(案)(平成30年3月)では回収率=19.3%(施設規模 156t/日(1炉運転時:エネルギー回収率=19.3%、2炉運転時:エネルギー回収率=21.4%))とされている。その差の理由は?

廃棄物処理施設整備計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の3第1項に規定する廃棄物処理施設整備計画をいう。計画期間は2023年度から2027年度まで。閣議決定予定)では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値:20%(2020年度実績)22%(2027年度) 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 41%(2020年度実績)46%(2027年度)とされており、その差は大きい。交付金は問題ないか?説明を求める。

【回 答】

(1) 建設予定地の用地取得につきましては、土地登記簿謄本記載面積により取得したところですが、用地取得後の用地測量の実施、隣接土地所有者の境界同意が得られていないことにより、敷地面積が減少したものでございます。

(2) エネルギー回収率は、次期中間処理施設の整備に係る費用の財源として、環境省の循環型社会形成推進交付金(または廃棄物処理施設整備交付金)を予定しており、入札説明書では156t/日の施設規模に対し、交付対象事業に対する交付率の上乗せ(1/3→1/2)が得られるエネルギー回収率17.5%以上を事業者に求めているものです。

一方、施設整備基本計画追加策定では、次期施設及び地域振興施設における発電利用及び熱利用により、エネルギー回収率17.5%以上が満たせるかをシミュレーションしたものです。

また、当該事業の計画期間中に、交付金交付要綱の改正により、施設規模に対するエネルギー回収率が引き上げられたところですが、改正前に同交付金の交付を受けた事業については従前のエネルギー回収率を満たすことにより、既定の交付率で交付金が交付されるものとなっています。

[議 長]	ありがとうございます。少し難しいですね。よろしいですか。
-------	------------------------------

質問14. (仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業(条例対象事業)の環境影響評価に関して

千葉県の(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の環境影響評価で、環境影響評価委員会の:答申(令和3年12月17日)と令和4年1月17日:知事意見の通知はいわば宿題と思われるが、組合の対応は全く見えない。項目ごとに対応を説明いただきたい。

【回 答】

印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価については、準備書手続きを進めております。



令和3年度に実施した方法書手続きにおいて、以下のとおり、環境影響評価委員会答申及び知事意見をいただいております。

準備書において、環境影響評価委員会答申及び知事意見の対応を踏まえ、記載することとしております。

#### 1 事業計画

- (1) 排ガス処理設備について、排ガスに含まれる大気汚染物質が自主規制値以下となることの妥当性の説明、他の排ガス処理設備の設置の検討
- (2) 水質汚濁防止計画について、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備等の検討
- (3) 余熱利用計画について、可能な限り高効率な発電設備の導入の検討
- (4) 温室効果ガス削減計画について、二酸化炭素排出削減に必要な最大限の取組の検討

#### 2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

- (1) 大気質
  - ①予測で使用するバックグラウンド濃度（現地調査結果を用いる）
  - ②特殊条件下における予測評価の追加
- (2) 騒音及び超低周波音並びに振動
  - ①超低周波音について、1/3オクターブバンド音圧レベルの調査、予測及び評価の追加
  - ②道路交通騒音及び道路交通振動の調査期間について、平日以外の調査の検討
- (3) 悪臭
  - ①対象事業実施区域周辺における悪臭発生施設の立地状況を踏まえた調査地点の設定
  - ②特殊条件下における予測評価の追加
- (4) 土壌
  - ①ダイオキシン類の調査、予測及び評価の追加
  - ②調査地点設定の妥当性の明示
- (5) 植物、動物及び生態系
  - ①搬入道路、地域振興施設等の計画による適切な調査、予測及び評価
  - ②鳥類調査に係る調査地点の見直し
- (6) 温室効果ガス等
  - ①リサイクル施設を含めた温室効果ガス排出量の算定

[乙委員]	(2) のところで、3分の1オクターブって書いてあるけれども、オクターブでしょうか。先ほど読んだときはオクターブと言うのですけれども。
[甲委員]	そうですね。大変失礼しました。
[乙委員]	この項目をただ並べただけでは駄目で実際知事が印西市長の板倉さんという人に対して、こういうふうなものになっていますよという通知を出しているわけですよね。そのところの部分をもう少しちゃんと書かないと駄目かなと。項目だけ抜き書きをすると、何か書いてあるなという感じにはなるけれども、実際に中身がどういうふうに検討しているというのが全く見えません。だから、ここにこういうふうに書いてあるから、それに対する答えがこれでは不十分だなと思うのですが。
[甲委員]	乙委員のおっしゃるとおりではございますが、こちらの内容につきましては、現在準備書の手続の中で作成させていただきまして、今後縦覧の手続に入らせていただきます。その際は千葉県報の掲載ですとか、組合のほか、この手続自体印西市さんのほうにお願いしているところでございますが、関係市町さんのほうでこの準備書自体も縦覧をさせていただきます。組合でも縦覧させていただきまして、またこの準備書の内容につきましても、別途説明会を実施する予定でございますので、そちらのほうで確認をいただければと思います。なにぶん、情報量がかなり多くございまして、今回はこのような形でまとめさせていただきました。
[議長]	では、そういうことなので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。 以上で全質疑については終了といたしますが、全体通じて何かご質問等ございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕
[議長]	無ければちょうど11時50分になりました。 では、以上をもちまして、議事進行のご協力、どうもありがとうございました。

[事務局] それでは、以上をもちまして令和5年度第2回環境委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。